

## 令和2年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日(月) 午前10時から10時22分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝

## 7. 会議の概要

議長 それでは、皆さんこんにちは。天候不順が続いておりました、農作物の生育に大変悪影響がこれから出てくるのではないかなというふうに懸念するわけでございますけれども、全員の方へ出席をいただいております。

会議規則6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回の農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則14条第2項により規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長より指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議長より指名申し上げます。

6番、小室寿徳委員、8番、小泉茂樹委員、ご両名にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは議案第10号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況は山林で、面積は1,322平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。譲渡人は、議案書にございますとおり川越市在住の方であります。申請理由は植林で、権利の種類は、所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。

具体的な場所ですが、国道299号線を芦ヶ久保方面に進み、川地橋を渡った先、運輸会社の駐車場施設から国道を挟んで向かい側が申請地になります。この農地について植林し、山林として利用したいとの申請でございます。

譲渡人は、現在川越市に居住しており、今回の申請地について今後有効に活用する見込みが立たないことから、申請地の隣地を茶畑として適正に管理している譲受人に相談し、活用してもらうべく譲渡の話を進めていたところ、この農地について無許可で植林していたことが判明したことにより、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第10号について、推進委員の説明を申し上げます。

7月17日に農業委員の町田委員と同行し、現地調査に行ってきました。場所は芦ヶ久保の国道299号川地橋から約100メートル先の左側の山林になります。西側は紅葉、桜を植栽した山林、北側は太陽光発電施設、東側は宅地及び茶園、南側は茶園、休耕畑、国道になります。

今回の申請地は、昭和30年頃に植林された杉山で、農地転用はされず現在に至っており、始末書も提出されております。今回隣接する茶園の所有者が山林に転用し、取得する申請です。

譲渡人は川越市に在住されており、高齢になったため、子息にご相談して、今回譲り渡すことにしたそうです。譲受人は、隣接茶園を所有している芦ヶ久保在住の方です。この茶園は、私もこの春に茶摘みの手伝いに行った茶園で、状況をよく把握しております。山林があることで午後、一部日陰になってしまうために、生育も一定にならない状況です。譲受人が山林を取得することにより適正に管理することができるので、茶園もより一層効率的な利用をすることができると思いますので、委員の皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

4番、町田農業委員、お願いします。

町田委員 ただいま石黒推進委員が説明をしたとおりでございます。7月の17日、私どもで現地調査をして、現地に赴き、その場所を確認したわけでございますけれども、説明がさっきあったとおり、杉がもう60年生ぐらいの杉で、かなり大きな杉になっています。現況、これ山林と言わざるを得ない状況でありますので、今説明したとおり、皆さんにご理解いただきまして、この申請を通していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時21分

議 長 それでは、再開いたします。

本案に対して質疑に入りたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前10時22分)